

18歳以上・4人
 ※ほかの審議会委員などの兼任不可
 任期 10月から2年間
 会議数 年4回程度
 報酬 日額1万800円
 8月1日(木)～20日(火)(必着)までに、作文「健康都市をめざすまちづくり」(800字程度)に住所・氏名・電話番号・生年月日・職業・応募理由を〒202-8555市役所健康課へ郵送または直接持参(保谷保健福祉総合センター)
 ※選考後、結果を連絡。結果は公表しません。作文の返却不可
 ▶健康課 ☎042-438-4021

市職員募集(令和2年4月1日付)

試験区分 一般事務Ⅲ類^{など}
 試験案内 8月1日(木)から職員課(田無庁舎5階)・保谷庁舎1階総合案内・市HPで配布
 ※詳細は市HP・試験案内で必ずご確認ください。
 ▶職員課 ☎042-460-9813

保育園看護嘱託員

資格・人数 看護師・1名
 勤務地 市内公立保育園
 任用期間 10月1日(火)～令和2年3月31日(火)の平日のみ
 報酬 月給20万4,120円
 募集要項 9月6日(金)まで、保育課(田無庁舎1階)、市内公立保育園(向台・西原・けやき・ひばりが丘・はこべら・こまどり・すみよし・なかまち・ひがし・やぎさわ保育園)で配布
 ※詳細は募集要項または市HPをご覧ください。
 ▶保育課 ☎042-460-9842

etc その他

寄付
 市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。
 ＊ワークマン西東京住吉店 様(半袖ポロシャツ)
 ▶管財課 ☎042-460-9812

幼児教育・保育の無償化

10月から幼児教育・保育の無償化の実施を予定しています。
 ①幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育などに通う、3～5歳の児童および住民税非課税世帯の0～2歳の児童
 ②幼稚園の預かり保育を利用する児童
 ③認可外保育施設等を利用する3～5歳の児童および住民税非課税世帯の0～2歳の児童
 ※②③の対象となるには保育の必要性の認定を受ける必要があります。

無償化の対象範囲
 ①新制度未移行幼稚園は月額2万5,700円上限
 ②月額1万1,300円(日額450円)上限
 ③月額3万7,000円上限、非課税世帯の0～2歳は月額4万2,000円上限
 ※詳細は、市報および市HP、通知などでお知らせします。
 ▶幼稚園について…子育て支援課 ☎042-460-9841
 ▶保育施設について…保育課 ☎042-460-9842

幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育事業者の手續

市内の認可外保育事業者が幼児教育・保育の無償化を実施するためには、事前に市で手續が必要となります。詳細は、市HPでお知らせします。
 ▶保育課 ☎042-497-4926

災害に強いまちづくり

耐震診断・改修^{など}

市では、災害に強いまちづくりを推進するため、分譲マンションおよび木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を助成します(要事前申請)。

分譲マンション

◆耐震アドバイザーの派遣
 ●耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成 ●耐震診断・改修の必要性や改修に至るまでの取り組み方法
 分譲マンションの管理組合^{など}
 派遣回数 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回^{まで}
 ◆耐震診断費用の助成
 対象住宅 市内の耐火建築物および

準耐火建築物の3階建て以上で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの
 助成額 費用の3分の2(200万円)^{まで}
 ◆補強設計費用の助成
 対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して補強設計を行うもの
 助成額 費用の3分の2(200万円)^{まで}
 ◆耐震改修等費用の助成
 対象住宅 耐震診断を行った結果、

普及啓発および助成金拡充

新たに重点的に耐震化を推進する区域を「緊急耐震重点区域」として定め、普及啓発および助成金の拡充を実施します。

緊急耐震重点区域

市内全域に拡充します。

普及啓発

対象住宅全戸に対し、耐震化の必要性・助成制度等のご案内をダイレクトメールにより送付します。

期間 令和元年8月1日～令和8年3月31日
 対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅

助成金の拡充

木造住宅および分譲マンションの耐

10月1日から開始 資源物戸別収集ワンポイント

Q 現在使用している私有地集積所は継続して使用できますか。
 A 原則は戸別収集ですが、一定の条件を満たすことで申請により、現在の集積所を継続使用することができます。使用しない場合は不法投棄されないように看板設置などをしますのでご相談ください。

資源収集用カゴ譲受申込書・資源物集積所収集届出書について市HPに掲載しました。
 また、ごみ減量推進課窓口でも配布していますのでご利用ください。
 ▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

市民会館跡地活用に関するお知らせ 説明会および意見交換会を実施

平成31年3月に閉館した西東京市民会館は令和2年度中に取り壊す予定です。
 跡地については、文化施設機能の整備などを条件に民間事業者へ土地を貸し付けるなど、官民連携事業による跡地活用の検討を進めたいと考えており、文化施設の規模・機能を含め、跡地活用に求める機能などの基本的な考え方を取りまとめた「市民会館跡

地活用基本方針(案)」を作成しました。この方針の内容をご説明するとともに、跡地活用や文化施設の規模・機能に関する市民の皆さんのご意見を伺う機会として、説明会および意見交換会を実施します。
 時・場 下表参照
 内 市民会館跡地活用基本方針(案)の説明・意見交換^{など}
 ▶文化振興課 ☎042-438-4040

説明会および意見交換会 ※各回、同内容

日時		場所
8月18日(日)	午前10時～正午	田無総合福祉センター
	午後2時～4時	
21日(水)	午後7時～9時	コール田無

審議会^{など}

■文化財保護審議会
 時 8月2日(金)午前10時～正午
 場 保谷庁舎3階
 内・定 西東京市の文化財保護・5人
 ▶社会教育課 ☎042-438-4079

■居住支援協議会準備会
 時 8月9日(金)午前10時
 場 防災センター
 内・定 居住支援に関すること・5人
 ▶住宅課 ☎042-438-4052

■行財政改革推進委員会
 時 8月5日(月)午前10時
 場 田無庁舎3階
 内・定 事務事業評価・5人
 ▶企画政策課 ☎042-460-9800

■中小企業等資金融資検討委員会
 時 8月16日(金)午後6時30分
 場 保谷庁舎2階
 内・定 新たな融資制度の検討^{など}・5人
 ▶産業振興課 ☎042-438-4041

■保健福祉審議会
 時 8月6日(火)午後7時
 場 田無庁舎3階
 内・定 保健福祉施策に関する諮問事項^{など}・5人
 ▶生活福祉課 ☎042-438-4024

■学校施設適正規模・適正配置検討懇談会
 時 8月28日(水)午後2時
 場 防災センター
 内・定 児童生徒数推計、課題整理^{など}・5人
 ▶教育企画課 ☎042-438-4071

▶住宅課 ☎042-438-4052

現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して耐震改修^{など}(建替え・除却を含む)を行うもの
 助成額 費用の23%(1,500万円)^{まで}
 ※緊急耐震重点区域の場合、1戸当たり30万円を加算

木造住宅

◆耐震診断費用の助成
 対象住宅 現に居住している、昭和56年5月31日以前に建築されたもの
 助成額 費用の2分の1(6万円)^{まで}
 ◆耐震改修等費用の助成
 対象住宅 分譲マンションの「耐震

改修等」に同じ
 助成額 ①改修…費用の2分の1(90万円)^{まで}
 ②建替え・除却…費用の3分の1(30万円)^{まで}
 ※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

◆耐震シェルター等設置費用の助成
 65歳以上または身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方がいる世帯
 対象住宅 木造住宅の「耐震診断」に同じ
 助成額 費用の10分の9(30万円)^{まで}

震改修等費用の助成額を拡充します。
 期間 令和元年4月1日～令和8年3月31日
 ※分譲マンションは、令和3年3月

31日までに耐震改修等工事に着手する必要があります。

共通事項
 ●助成金額は1,000円未満を切り捨て
 ●助成金の交付は、同一の住宅に対して各1回を限度とし、いずれも完了後に交付(改修またはシェルター等設置はどちらか1回)

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工などをした場合は、助成できませんのでご注意ください。
 ※助成金については、各年度の予算の範囲内となります。